

平成30年度ともだちバス運行の申し合わせ

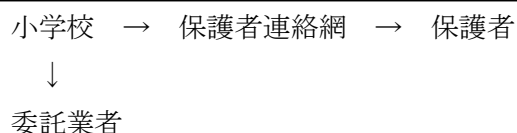
三田市立富士小学校
児童保護者
三田市教育委員会
ともだちバス運行委託業者

1. 登校について

- (1) ともだちバスの到着時刻は、富士小学校校門前において午前8時20分を目処とする。
- (2) 各児童の発車予定時刻が遅れる場合は、ともだちバス運行委託業者(以下「委託業者」とする)が保護者の緊急連絡先に至急連絡をすること。
- (3) 学年行事等で、学年ごとに登校時間が通常時刻と異なる場合は、当該学年の児童については保護者対応とすること。
- (4) 臨時休校等については、各学校の基準によるものとする。
また、学校は委託業者(〇〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇)に連絡を行うこと。

2. 下校について

- (1) ともだちバスの出発時刻は、富士小学校校門前において概ね午後3時00分もしくは午後3時45分とする。ただし、行事等により変更する場合は、学校から下記により連絡を行うこと。
- (2) 非常時の早退については、各学校から保護者及び委託業者に連絡を行うこと。



3. その他、注意事項

- (1) 保護者に対して
 - ① 乗降場所までの通学については、保護者責任において行うこと。
 - ② ともだちバスの利用にあたっては、「ともだちバス利用申込書(様式1)」に必要事項を記入し、三田市教育委員会に提出すること。
 - ③ ともだちバス内で医療的ケアを必要とする場合は、利用はできない。
 - ④ 学校に必要なでない物は、持参させないこと(飲食物、玩具等)。
 - ⑤ 朝の発車時刻には、遅れないようにすること。
 - ⑥ 児童の乗降車時は、安全確保のため、バス乗降場所まで保護者同伴を原則とする。
 - ⑦ バス乗車時に体調及び情緒等の急変等により車内での特別の対応が予想され、運行に支障をきたす場合は、乗車することができない。
 - ⑧ 「一人で乗降場所まで行くことができる」あるいは「一人で乗降場所から帰ることができる」という場合(以下『自力通学』という。)は、保護者の責任のもと実施すること。
また自力通学を実施される場合は、三田市教育委員会まで連絡を行うこと。
 - ⑨ 定刻になれば発車するため、登下校とも出発・到着の5分前には乗降場所で待機すること。

- ⑩ バス乗降場所まで車で送迎する場合は、他の交通に支障をきたさないよう駐停車すること。
- ⑪ 欠席日が分かっている場合は、事前に学校及び委託業者に連絡すること。
- ⑫ 当日の朝に体調不良等により急きょ欠席及び乗車しない場合は速やかに下記へ連絡すること。
 - (ア) 学校へ欠席の連絡
 - (イ) バス添乗員（バス携帯電話） バス運行時間外は委託業者
- ⑬ 出迎えが遅れる場合
 - (ア) バスの校門出発時刻までに分かれば学校に連絡をすること。
 - (イ) バスの校門出発時刻以降に分かればバス添乗員（バス携帯電話）に連絡をすること。
 - (ウ) 上記連絡が取れない場合は、委託業者に連絡すること。
 - (エ) バス乗降場所に保護者の出迎えがない場合は、児童は降車せずに、学校へ戻ることとなるので、この場合は、保護者が学校まで出迎えに行くこと。

(2) 添乗員に対して

- ① バスを発進するに当たっては、シートベルト着用等安全確認を行い、運転手に発進合図を行うこと。
- ② 乗車中の児童の安全確保に留意すること。
- ③ 乗車中に児童が危険を伴う行動をしたときは、注意をすること。
- ④ 児童の欠席の連絡を受ければ、学校に連絡をすること（学校着時で良い）。
- ⑤ 下校時、予定時刻にも関わらず、児童を保護者に引き継げないときは、保護者及び学校へ連絡すること。
- ⑥ 予定時刻が遅れる場合は、順次家庭及び学校に到着が遅れる旨の連絡を入れること。

(3) ともだちバスの運行に対して

- ① 停留所付近が乗降場所となっている児童の待機場所は、原則進行方向側（次の目的地へ向かう合理的なルート）の停留所付近とする。

- (4) 関係者による打ち合わせ会を年に一度（2月頃）実施し、1年間の運行の振り返りと翌年度の運行体制の確認を行い、相互の共有化を図っていく。

以上

【ともだちバス運行委託業者】

〇〇〇〇〇

TEL : 〇〇〇-〇〇〇〇

バス運転手・添乗員（別紙）